

<認定事由発生による申請の場合> 原則【A】の書類を添付。【B】、【C】に該当する場合は、その書類も併せてご提出ください。
内容審査にあたって追加で書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。

【A・基本書類】

離職	現況届	離職票1 (写)	雇用保険資格 喪失確認通知 (写)	雇用保険受給 資格者証 (写)	雇用保険受給または 不受給に係る 理由書及び誓約書	廃業届
雇用保険を受給しない・延長	○	○いずれか			○	
雇用保険を受給予定 (待期期間のみの加入)	○	○		○「待期期間」の 印字があるもの	○	
雇用保険を受給終了した	○			○「支給終了」の 印字があるもの		
農業・自営業を廃業した	○					○税務署の受理印 のあるもの

収入減	現況届	収入証明書※1	雇用契約書	備考
前年度の年間収入が130万円未満かつ、今後1年の収入見込みが130万円未満となる場合 ※年金受給者については180万円未満	○	○		
前年度の年間収入が130万円以上あったが 雇用契約の変更で年収が130万円未満となる場合 ※年金受給者については180万円未満	○		○時給、勤務日 数等から 年間収入の推定 ができるもの	※この場合において雇用契約の変更が なく日数、時間を減らしただけの 場合には認定できかねます。

※1 給与収入の方・・・課税証明書または非課税証明書

営業所得のある方・・・受理された確定申告書の控 (写)、青色申告をされている方は青色申告決算書 (写)

その他の所得のある方・・・受理された確定申告書の控 (写)

婚姻	現況届	離職票1 (写)	雇用保険資格 喪失確認通知 (写)	収入証明書※1	従前健保の 資格喪失証明書	事実発生日の わかる公的書類※2	世帯全体の住民票 (続柄表記必須)
従前の保険が組合健保、協会けんぽ、共済の 被保険者だった場合(婚姻を機に退職した場合)	○	○いずれか				○	
国民健康保険に加入している場合	○			○		○いずれか	
申請書の家族の保険の被扶養者だった場合	○			○	○	○	

※1 給与収入の方・・・課税証明書または非課税証明書

営業所得のある方・・・受理された確定申告書の控 (写)、青色申告をされている方は青色申告決算書 (写)

その他の所得のある方・・・受理された確定申告書の控 (写)

※2 婚姻受理証明書 (写) または戸籍謄本等

生計維持者の変更	現況届	子に関する 収入証明等※3	事実発生日の わかる公的書類	世帯全体の住民票 (続柄表記必須)	配偶者の収入証明書	備考
離婚により子を扶養する場合	○	○	○	○		養育費の有無及び金額 について現況届の①の 理由欄に記載すること
配偶者の収入を上回り子を扶養する場合	○	○		○	○	
配偶者の連れ子と同居した場合		○		○	○	
養子縁組した場合	○	○	○	○	○	
その他	当組合までお問い合わせください					

※3 申請対象者が義務教育課程以下の場合は不要、全日制の学生の場合は学生証（写）、その他の場合は収入証明書※4

※4 給与収入の方・・・課税証明書または非課税証明書

営業所得のある方・・・受理された確定申告書の控（写）、青色申告をされている方は青色申告決算書（写）

その他の所得のある方・・・受理された確定申告書の控（写）

その他	当組合までお問い合わせください。
-----	------------------

【B・年金受給者の場合<老齢年金（共済）、障害年金（共済）>】

続柄問わず	年金振込通知書（写）、年金決定通知書（写）、年金裁定通知書（写）のいずれか
-------	---------------------------------------

【C・別居の場合の追加書類】

学生	入寮証明書または賃貸契約書（写）または直近3か月分の送金証明書 ※5
それ以外	直近3か月分の送金証明書※3 + 申請対象者が属する世帯全体の住民票 + 同一世帯に社会通念上申請対象者を扶養している可能性があると思われる者がいる場合はその者の収入証明書

※5 送金証明書・・・送金日・送金額・送金人（被保険者）・受取人（申請対象者）が明記されているもの

例) ATMのご利用明細、インターネットバンキング取引明細、金融機関振込依頼書（写）、預金通帳（写）等